

環境配慮契約法に基づく基本方針への対応について

岩手県では全国に先駆けて優良な産業廃棄物処理業者の格付け制度を条例で定め、その後制度化された国の優良認定制度の評価基準との整合を図りながら制度の充実が進められてきました。

平成 25 年 3 月に環境配慮契約法に基づく基本方針が改定告示され、国が発注する産業廃棄物の処理に関する契約について環境配慮の観点から受注候補者を裾切りする方式が示されたことから、同基本方針に示された項目との整合を図るための見直しを行い平成 26 年度より評価項目及び評価表を一部改訂いたしました。

基本方針に示された項目は格付け制度の趣旨である事業者の優良性や環境配慮に関連するものであり、大部分が格付け認定の評価項目として導入済であります。一部新たに設定された項目について可能な限り格付けの評価項目として追加し制度間の整合を図りました。

評価表（「別紙 1」10 ページから「別紙 5」18 ページまで）の表の右側「環境」の欄に○印が付いている箇所が「環境配慮契約法の基準」に対応する参考項目です。

環境配慮契約法の産業廃棄物の処理に係る契約方式の基本的な考え方

- 環境負荷の低減、適正な産業廃棄物処理の実施等の観点から、温室効果ガス等の排出削減に係る取組、優良認定への適合の評価等による裾切り方式を採用。
- 事業者の温室効果ガス等の排出削減に向けた取組等の評価に当たっては、産業廃棄物の収集運搬から中間処理、最終処分各処理過程における温室効果ガス等の排出削減により、大気・水・土壌、騒音、振動等の各環境質の保全を考慮。
- 事業者の産業廃棄物の再生利用及び適正な処理の実施に関する能力や実績等の評価に当たっては、産業廃棄物処理業者の優良認定への適合状況を考慮。
- 処理する産業廃棄物の種類や再生資源化の種類などの特性を踏まえつつ、具体的な条件については調達者において設定。